

【ご案内】財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄を利用されている皆さまへ

非課税財形貯蓄の目的外での払出しについて、 非課税特例の範囲が拡充されました

非課税財形貯蓄（財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄）を、本来の目的（住宅購入等、年金）以外で払い出す場合、本来は利子などに課税されますが、非課税で払い出すことができる特例が定められています。

平成29年4月から、この非課税特例の範囲が**拡充**されました。

1. 拡充の内容

特例で非課税となる目的外払出しの対象貯蓄と理由が、下記のとおり変更されました。

対象貯蓄	非課税払出しの対象となる理由
変更前	財形年金貯蓄 災害、疾病その他これらに類する事情が生じた場合
平成29年4月1日以降の払出し（※）	
変更後	財形年金貯蓄 財形住宅貯蓄
	① 本人または生計を一にする親族が所有する家屋が災害等による被害を受けた場合
	② 本人または生計を一にする親族に対して支払った医療費の年間合計額が200万円を超えた場合
	③ 本人が所得税法上の一定の寡婦又は寡夫に該当することとなった場合
	④ 本人が所得税法上の特別障害者に該当することとなった場合
	⑤ 本人が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当することとなった場合

（※）①～⑤の理由により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に非課税財形貯蓄の払出しを行った方については、平成30年3月31日までに還付請求の手続きをすれば、支払った税金の還付を受けられる場合があります。詳しくは、税務署（所得税）と都道府県の税務担当課（地方税）にお問い合わせください。

2. 手続きについて

- ◆ 非課税財形貯蓄の払出しを行うことについて、貯蓄を行っている方の住所地の税務署から確認を受け（上記①～⑤の理由が生じた日から11ヶ月以内に確認を受けるための申出を行う必要があります。）、理由が生じた日から1年以内に払出しを行うことが必要です。
- ◆ 税務署の確認の際は、所定の様式と上記①～⑤の理由を証明する書類が必要です。
- ◆ 様式や証明書類の詳細については、国税庁のホームページを確認するか、または、電話等にて直接住所地の税務署へお問い合わせください。